

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		火災予防対策の強化			担当部局名	消防庁		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		火災予防対策については、消防法令が的確に遵守され、火災予防体制が確保されている必要があり、小規模雑居ビルにおける消防法令違反率や危険物施設の事故件数等を低減することにより火災・災害等による被害の軽減を目指すものである。						
主な指標の状況		主な指標等		目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度
		小規模雑居ビルの消防法令違反率	違反率の低減	毎年度	56.2%	35.7%	30.7%	
		危険物施設における事故件数	事故件数の低減	毎年度	501	540	554	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度	
		違反処理DBの充実	全国の消防本部が活用できる違反処理データベースの構築		—	60百万円	3百万円	
	危険物施設の安全・環境対策の推進	有効な腐食劣化防止対策、漏えいの早期検知方法等の実用化を図るとともに、中長期的視野に立って漏えい拡散防止を講じていくために必要な健全性評価に係る手法について調査検討を行っている。 ※平成14年度、15年度は地下に埋設されるタンクの安全・環境対策の推進を実施。平成16年度より危険物施設全般に対象を拡大。		95百万円	72百万円	109百万円		
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要					
		大規模屋外タンクの浮き屋根の基準の強化等	危険物の規制に関する規則等の一部改正により、やや長周期地震動の影響による特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の耐震機能の確保を図った。 また、事業者における自主的な保安対策として、危険要因の把握に基づく事故防止対策推進を図った。					
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
	違反是正方策に関する事例検討	消防機関相互の共同検討等を行う都道府県単位等の違反是正推進連絡会を組織し、違反是正に関する事例検討会の実施を推進した。						
		危険物事故防止アクションプランの実施	危険物事故防止アクションプランの趣旨に沿って、事故情報の共有化(セミナー開催等)、地方レベルの連携推進など事故防止に関する取組の積極的な実施など、官民一体となって総合的な事故防止対策を推進した。					
(業務改善への取組状況) ドン・キホーテ浦和花月店火災を踏まえ、平成16年12月から「避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会」を開催し、学識経験者及び消防機関等により、多数の可燃性の商品が天井近くまで高密度に陳列された物品販売店舗等における防火安全対策のあり方や放火防止対策について専門的な検討を行った。								
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況)							
		火災による被害の軽減を図るため、小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の消防法令違反の是正を引き続き推進することが必要。	予	制	情			
		危険物施設における事故は未だ過去の水準と比較して高い状況にあることから、危険物事故防止アクションプランにより継続的に事故防止を推進していくことが必要。 また、腐食・劣化などの事故増加要因に対応した保安対策を更に推進することが必要。	予	制	情			
		「やや長周期地震動」に対する屋外タンク浮き屋根の耐震性確保の対策を図ることが必要。	予	制	情			
	新規危険性物質に関して積極的に対応策を検討するとともに、技術基準の性能規定化をはじめ燃料電池やバイオ燃料など各種新技術への対応など様々な社会的要請に適時適切にこたえていくことが必要。	予	制	情				
本施策に関する専門家の意見等	<p>1 消防庁政策評価懇談会(平成17年6月20日)において、評価書案を提示して意見を聴取した。 以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進していくべきであるとの意見をいただいた。 ・住宅火災による死者数は、近年増加傾向で推移しており、このうち過半数を高齢者が占めている。このため消防法令が改正され住宅用火災警報器等の設置が義務付けられたが、引き続き住民の理解を深めるため広報・普及啓発活動に努めるべきである。 ・小規模雑居ビル等に係る消防法令違反率が是正されているのは評価できる。引き続き消防職員個々の違反処理能力の向上を図り、違反率の是正に取り組むべきである。 ・火災予防対策の強化について、高齢化等の社会的要因もあるが、指標の数値によっては、目標に向けて成果が上がっていないと思われるものも見受けられることから、さらなる施策の充実強化を図るべきである。 座長 上原 陽一(横浜安全工学研究所長) 委員 大井 久幸((財)東京防災指導協会理事長) 廣井 脩(東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授) 山本 保博(日本医科大学救急医学主任教授) 大河内美保(主婦連合会副会長)</p> <p>2 「危険物事故防止ブロック会議」にて都道府県及び消防本部と事故防止対策の取組に関して意見交換を行い、課題等の把握に活用した。</p>							
本施策に関する主な資料	「消防白書」(平成16年版) <a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html</a> 「危険物規制事務統計表(平成15年度、16年度(集計中))」							

# 防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認事業 に関する政策評価

政策所管部局課室名 消防庁 予防課

評価年月 平成17年9月

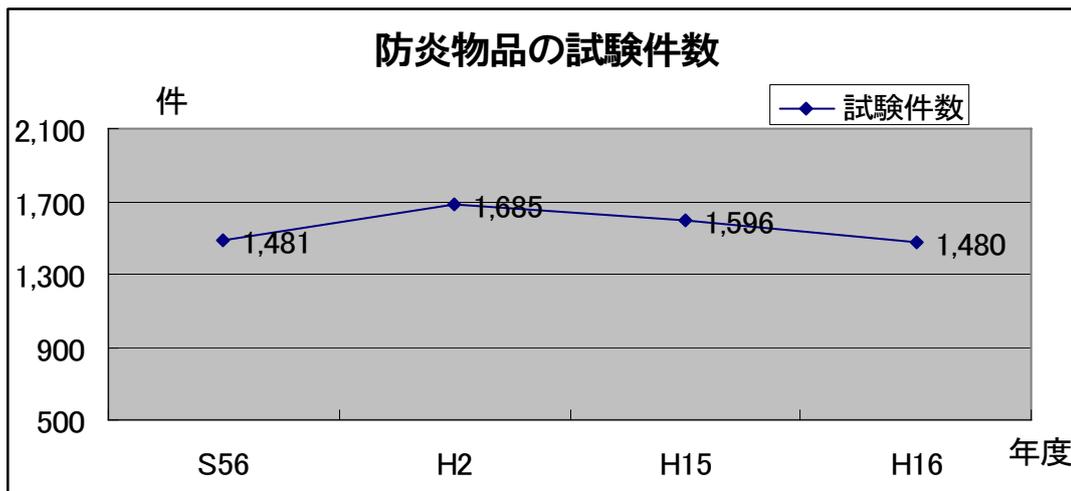
1 業務等 事務・事	<p>防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについての確認</p>
2 事務・事業の背景等	<p><b>(1) 背景等</b></p> <p><b>事業の概要</b></p> <p>防災対象物品又はその材料（以下「防災物品」という。）について消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）に規定する防災性能を有することについての確認を行う。</p> <p>火災予防上の観点から、消防法令においては、高層建築物及び地下街等構造及び形態上防火に特に留意する必要がある防火対象物、並びに、劇場、キャバレー、旅館及び病院等不特定多数の者やいわゆる災害時要援護者が利用する防火対象物において使用するカーテンやどん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品又はその材料には、所定の防災性能を有するものを使用することが義務付けられており、またその性能を有するものである旨の表示（以下「表示」という。）が附されているものでなければ販売等ができないこととされている。</p> <p>また、防災物品は、①実際の火災の際に、その防災性能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすものであること、②実際の火災の際に、初めてその機能が確認されるものであるため、国民はその良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないものであること等から、販売される前にあらかじめ一定水準以上の防災性能を有することを確認しておく必要があるとの観点から、政令に規定する防災性能を有することについての確認業務が実施されているところである。</p> <p>この確認業務に関しては、総務大臣の登録を受けた第三者機関の確認を受け、その旨の表示を附することができるのとするとともに、消防庁長官の登録を受けた防災物品の製造業者等が防災性能について自主確認を行い、その旨の表示を附する防災表示制度が整備されている。</p> <p><b>(2) 根拠法令</b></p> <p>消防法施行規則第4条の5第1項</p> <p><b>(3) 関係公益法人</b></p> <p>(財) 日本防災協会</p>

3 政策評価の観点及び政策効果の把握の  
手法及びその結果

防災性能を有するか否かの確認に関して、一定の要件を満たせば製造業者等が自ら表示を附することができることとされている一方、防災性能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすこと、また自己確認によっては専門知識、費用、技術などの各面から容易でない場合が多く、第三者機関による公正な確認を受けることで、防災性能の有無について、国民の正確な判断に資すること等から、登録機関に依頼して実施している。

このことを踏まえ、防災物品の試験件数、登録機関に不適合とされた件数から、登録機関による確認業務の有効性等について検証する。

①防災物品の試験件数



②登録機関により不適合とされた件数

年度	H 1 5	H 1 6
不適合件数	1 4 1	1 5 6

<p>4 政策評価の結果</p>	<p>防災物品の試験の件数は、制度発足当初からの推移を見ても、今日の体制と比較できるようになった昭和56年度当時は1,481件であり、10年後の平成2年には1,685件、平成15年度1,596件、16年度1,480件であり、対象物品等の改正や経済状況により増減があるものの、安定的に継続して推移している。</p> <p>このような中で、登録機関により政令に定める防災性能を満たしていないとされたものは、平成15年度に141件、平成16年度に156件発生しており、防災物品のもつ防災性能を担保し、出火を防止し、又は延焼拡大を抑制するためには、登録機関による精度の高いチェックが<b>必要</b>であり、かつ、現在このチェック機能が<b>有効</b>に働いているものと考えられる。</p> <p>さらに、各製造者等が個別に性能を確認した場合、必要とされる設備や人材に係る投資が分散され、経済的にも高コストが明かであり、登録機関による確認業務は<b>効率性</b>という面でも貢献している。精度の高い確認を行いながらも手数料を安価に抑えることで、登録機関による確認の利用促進を図り、かつ、市場全体としてのコスト抑制・<b>効率性</b>向上に貢献している。</p> <p>今後も、優良な防災物品の市場への流通を確保するためにも、防災性能の確認とそれに係る情報提供が<b>必要</b>である。</p>
<p>5 学識経験者を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>防災物品の性能確認に関して、千葉科学大学学長平野敏右先生より、国民の安心・安全を守る防災対象物品等の性能の確保は重要であり、これら事務に係る機関は一定水準以上の知見及び技術力を維持・確保すべきというご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。</p>
<p>6 評価に使用した資料等</p>	<p>平成16年版消防白書 (<a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html</a>)</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日 閣議決定）に基づく評価。

# 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等についての認定事業 に関する政策評価

政策所管部局課室名 消防庁 予防課

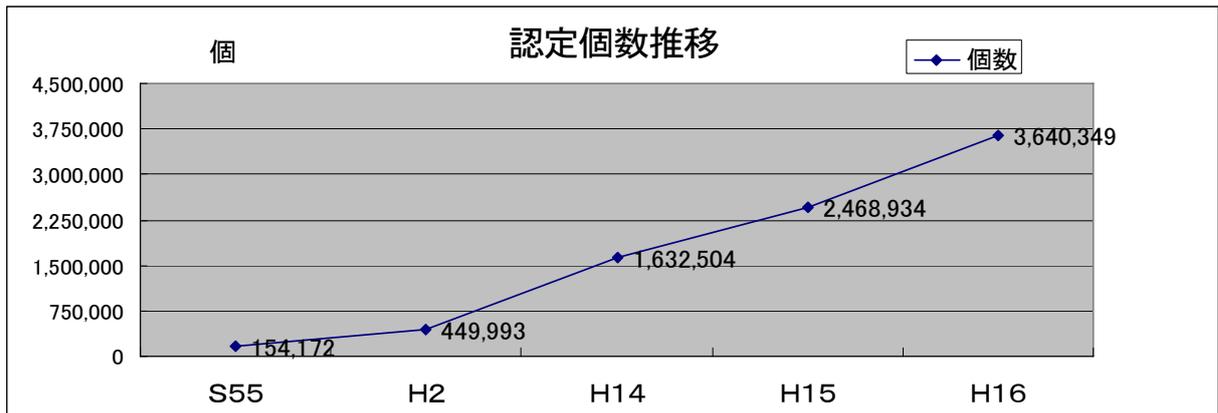
評価年月 平成17年9月

<p>1 業等 事務・事</p>	<p>消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等についての認定</p>
<p>2 事務・事業の背景等</p>	<p>(1) 背景等</p> <p><b>事業の概要</b></p> <p>火災発生時の被害軽減のため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条においては、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める基準に従って、設置し、及び維持しなければならないとされている。</p> <p>また、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等は、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらす、②実際の火災の際に、初めて使用されるものであることから、国民は消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等の良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないものである。これらのことから、設置される前にあらかじめ一定水準以上の性能を有する必要があるため、消防法令上で定められている設備等技術基準の全部又は一部に適合していることについての認定を行う。</p> <p>これら消防用設備等の認定については、①原則として、対象となる消防用設備等の設置の際に、工事完了後消防用設備等が技術上の基準に従って設置されているか否かを消防機関が検査することとされており、②他方で、一定の要件を満たすものとして総務大臣又は消防庁長官の登録を受けた第三者機関により、当該消防用設備等が技術上の基準に適合している旨の認定を受け、かつ、表示が付されている場合は当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなすこととされている。</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>消防法施行規則第31条の4第1項</p> <p>(3) 関係公益法人</p> <p>(社) 日本消防放水器具工業会、(財) 日本消防設備安全センター、(社) 全国避難設備工業会</p>

3 手法及びその結果  
政策評価の観点及び政策効果の把握の

消防用設備等は、国民の生命・身体・財産の安全に直結し、火災時に一定水準以上の性能を確実に発揮できることが必要である。しかし、これら消防用設備等が求められる水準以上の機能を有するか否かの検査に関して、専門知識、費用、技術などの各面から容易でない場合が多く、適正な人員の配置による円滑な検査実施が実現できることが社会経済的に低コストであること、また、公正な第三者機関による認定が国民の信頼確保に資すること等から、登録機関に依頼して実施している。

このことを踏まえ、認定数の状況から、登録機関による認定業務の必要性等について検証した。



4 政策評価の結果

認定制度発足後の実質的な初年度である昭和 55 年度の個別検査数実績は、7 品目で 154,172 個であったが、10 年後の平成 2 年度には 10 品目で約 2.9 倍の 449,993 個となり、平成 14 年度 1,632,504 個、平成 15 年度 2,468,934 個、平成 16 年度には対昭和 55 年度比で 23.6 倍の 3,640,349 個（33 品目）となっている。認定制度により防火対象物に一定水準以上の性能を確実に発揮できる消防用設備等の設置が可能となっており、防火対象物の複雑化、消防用設備等の高度化が進む中、認定制度の**必要性**はますます増大しているといえる。

消防用設備等は、前述のとおり、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体及び財産等に大きな被害をもたらし、②実際の火災の際に、初めて使用されるものであることから、国民は消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等の良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないという特殊性を有しており、その性能については適切に保証を行っていく**必要**がある。

さらに、消防機関や各製造者等が個別に性能を検査した場合、必要とされる設備や人材に係る投資・手間が分散され、経済的にも合理的ではなく、認定機関による認定業務は**効率性**という面でも貢献している。

今後も、優良な消防用設備等の市場流通を促進するために、認定制度の趣旨・必要性について、広く普及啓発していくことが**必要**である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知 見の活用に関する事項</p>	<p>消防用設備等の認定に関して、千葉科学大学学長平野敏右先生より、国民の安心・安全を守る消防用設備等の性能の確保は重要であり、認定事務を的確に実施するため、これら事務に係る機関は一定水準以上の知見及び技術力を維持・確保すべきというご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<p>平成 16 年版消防白書 (<a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html</a>)</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日 閣議決定）に基づく評価。

# 消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検定事業 に関する政策評価

政策所管部局課室名 消防庁 予防課

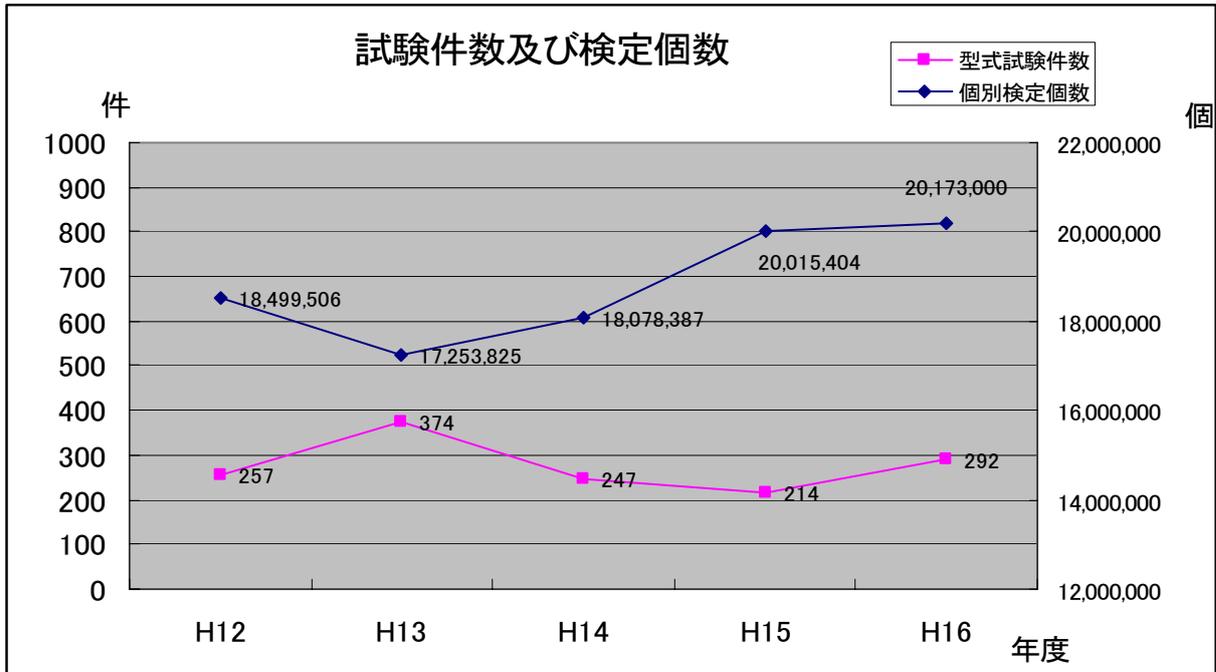
評価年月 平成17年9月

<p>1 業等 事務・事</p>	<p>消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検定</p>
<p>2 事務・事業の背景等</p>	<p><b>(1) 背景等</b></p> <p><b>事業の概要</b></p> <p>火災の予防又は火災発生時の被害軽減のため、消防法令においては、一定の防火対象物又はその部分に一定の消防用設備等を設置することとされている。この際設置される消防用設備等のうち、特に国民の生命、身体及び財産の安全に直結し、かつ一定の品質及び性能を維持確保しなければ、消火や人命救助等に重大な支障を生じるおそれが高い消火器やスプリンクラーヘッド等政令で定める14品目については、試験及び検定を受けなければ一般の販売や使用ができないこととされている。</p> <p>また、消防用設備等は、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすものであること、②実際の火災の際に、初めてその機能が確認されるものであるため、国民はその良否を事前に正しく判断できず、市場原理が有効に機能しないものであること等から、販売される前にあらかじめ一定水準以上の性能を有することを確認しておく必要がある。これらの観点から、検定の対象となるものの型式が総務省令で定める技術上の規格に適合しているか否かについて書類及び見本から確認する試験、及び、それらの個々の製品が、試験を受け規格に適合されているとされた型式と同一のものであることを確認する業務が実施されているところである。</p> <p>この検定業務に関しては、試験及び検定ともに、日本消防検定協会又は総務大臣の登録を受けた法人（登録検定機関）が行うこととされている。</p> <p><b>(2) 根拠法令</b></p> <p>消防法第21条の3第1項、第21条の8第1項</p> <p><b>(3) 関係公益法人</b></p> <p>無し</p>

火災時の被害軽減のためには、性能を保証された消防用機械器具等が安定的に供給されることが必要であり、日本消防検定協会又は登録検定機関による安定的かつ適正な試験及び検定の実施が求められるところである。

このことを踏まえ、試験件数及び検定個数、検定の不合格率から、試験及び検定業務の有効性等について検証する。

①試験件数及び検定個数



②検定の不合格率

年度	H14	H15	H16
不合格率	0.1%	0.3%	0.2%

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 政策評価の結果</p>	<p>昭和 39 年の検定制度の発足以降、高度経済成長を背景とした防火対象物の急増・大規模化等により、検定個数は大きく増加し、10 年後の昭和 48 年度には約 1,578 万個、ピークの平成 4 年度には約 2,191 万個、近年は建築物の着工数全体は減少しているものの、都市の再開発による大規模・高層防火対象物の新築、既存防火対象物のリフォーム等による用途の多様化等により、おおむね約 2,000 万個前後で推移しており、検定を受けていないものは流通していない。</p> <p>これらの防火対象物に係る変化に併せて、消防用設備等についても高度化・多様化が進んできているため、今後とも適正かつ高度な型式試験及び検定が<b>必要</b>となる。</p> <p>また、検定に関しては、毎年一定の不合格事例が発生しており、消防用設備等の品質及び性能を維持確保し、国民の生命、身体、財産等への甚大な被害を抑制するためには、第三者機関による精度の高いチェックが<b>必要</b>であり、かつ、現在このチェック機能が<b>有効</b>に発揮されている。</p> <p>火災は前述のとおり、①実際の火災の際に、その機能を正常に発揮できない場合には、関係者の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすこと、②実際の火災の際に、初めてその機能が確認されるものであることから、事前にその性能が保証されていることが必要であり、検定に不合格となるものが流通することは許されない。この目的を達成するためには、事業者による自己確認に委ねておくことはできず、検定制度によって性能を保証しておくことが<b>必要</b>である。</p> <p>さらに、各製造業者等が消防用設備等の性能等について試験し確認する場合、必要とされる設備や人材に係る投資・手間が分散され、経済的にも合理的ではない。必要な技術力や知見を有する第三者機関が試験及び検定を行うことによって、質の高い試験・検定を提供するとともに、必要経費たる検定料も安価に抑制されることとなり、市場全体の<b>効率性</b>向上にも資している。</p> <p>なお、平成 15 年の消防法改正により、一定の要件を備え総務大臣に登録された法人によっても型式試験及び検定を実施することができることとしたが、未だ参入はない状況に鑑みれば、原則として加入・脱退が自由である民間法人に完全に事務を移行することは適当ではなく、必要な技術力や知見を有する日本消防検定協会によって安定的に実施されることが<b>必要</b>である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>消防用設備等の試験・検定に関して、千葉科学大学学長平野敏右先生より、国民の安心・安全を守る消防用設備等の性能の確保は不可欠であり、これら事務に係る機関は試験・検定を的確に実施するため、一定水準以上の知見及び技術力を維持・確保すべきというご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 評価に使用した資料等</p>	<p>平成 16 年版消防白書 (<a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html</a>)</p>

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日 閣議決定）に基づく評価。

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得  
 することができる講習の事業に関する政策評価

政策所管部局課室名 消防庁 予防課

評価年月 平成17年9月

<p>1 業務等</p>	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を          修得することができる講習</p>
<p>2 業務・事業の背景等</p>	<p>(1) 背景等  <b>事業の概要や法律の根拠等</b>          消防用設備等は一般的に火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならない。このためには、日常の維持管理が十分になされることが必要である。          しかし、維持管理を行う場合であっても、これら維持管理を行う者が消防用設備等についての知識や技能を有していなければ、維持管理が十分行えないばかりか、かえって維持管理を行ったために消防用設備等の機能を損なうことも考えられるため、特に火災危険度の高い一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を一定の知識・技術を有する者に行わせなければならないこととされている。          このことから消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習（消防設備点検資格者講習）を行い、総務大臣又は消防庁長官の登録を受けた登録講習機関が実施する講習の課程を修了した者に対し、消防設備点検資格者免状を交付している。</p> <p>(2) 根拠法令          消防法施行規則第31条の6第6項</p> <p>(3) 関係公益法人          (財) 日本消防設備安全センター</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 手法及びその結果 政策評価の観点及び政策効果の把握の</p>	<p>消防用設備等は、国民の生命・身体・財産の安全に直結しており、火災時には確実にその機能を発揮できることが必要である。設置後にあっても、消防用設備等がその備えるべき性能を維持できるような適正な管理のためには、防火対象物の増加を勘案した上、一定の知識及び技術を有する消防設備点検資格者の確保が必要であり、登録講習機関による安定的な供給が求められているところである。</p> <p>このことを踏まえ、受講者数の状況などから登録機関による講習業務の必要性等について検証した。</p> <p>○受講者数の状況</p> <table border="1" data-bbox="319 582 1220 683"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">15年度</td> <td style="text-align: center;">16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受講者数</td> <td style="text-align: center;">7,437人</td> <td style="text-align: center;">7,464人</td> </tr> </table>	年度	15年度	16年度	受講者数	7,437人	7,464人
年度	15年度	16年度					
受講者数	7,437人	7,464人					
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4 政策評価の結果</p>	<p>消防設備点検資格者の受講者数は平成15年度7,437人、16年度7,464人であり、安定的に継続して推移している。さらに、新たに開発された技術の積極的な導入を図るため、平成15年の消防法改正により、消防用設備等の技術基準に性能規定が導入され、平成16年より特殊消防用設備等の点検を行うことができる特種消防設備点検資格者が新たに創設されたことなどを鑑みると、消防設備点検資格者講習の<b>必要性</b>はますます増大している。</p> <p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することが求められることから、一定以上の講習内容の水準を確保する必要があり、講習の業務を適正かつ公正に行う事ができる体制、人材の確保等が可能な第三者の登録機関で講習業務を実施することが<b>必要</b>である。</p> <p>今後も、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検制度の維持・推進を図り、国民の生命、身体及び財産等の被害の軽減に資するためにも、登録機関で講習業務を実施することが<b>必要</b>である。</p>						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 見の活用に関する事項 学識経験を有する者の知</p>	<p>消防設備等点検資格者講習に関して、千葉科学大学学長平野敏右先生より、当該講習は、国民の安心・安全を守る消防用設備等を適正に維持するために重要な事務であり、一定水準以上の知見及び技術力を維持・確保すべきというご意見をいただき、政策評価の結果の分析に活用した。</p>						

6 評価に使用した資料等	平成 16 年版消防白書 ( <a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h16/h16/index.html</a> )
-----------------	--

※公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日 閣議決定）に基づく評価。